

第5章 施策展開		
現 行	見直し(案)(赤文字:追記・見直し箇所)	修正概要
<p><b>1. 施策の方向性</b></p> <p>本市では、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、「公共交通の活性化」、「公共交通沿線地区への居住推進」、「中心市街地の活性化」を施策の3本柱として、取り組みを展開してきました。</p> <p>本計画では、これまで推進してきた施策を継続するとともに、地域生活拠点などの都市機能の維持・誘導により、本市が目指すクラスター型(多核型)の都市構造の実現をさらに推進するため「公共交通の活性化」、「公共交通沿線地区への居住推進」に加えて「(中心市街地を含めた)地域拠点の活性化」に取り組みます。</p> <p><b>◎実現化のための施策(計画における位置づけ)</b></p> <p><b>■公共交通沿線地区への居住推進(居住の誘導施策)</b></p> <p>まちなかや公共交通沿線における住宅の取得、共同住宅の建設や宅地整備を支援する「まちなか居住推進事業」や「公共交通沿線居住推進事業」による居住推進施策を継続します。また、今後、増加が見込まれる空き地や空き家の活用、駅周辺開発に係る事業支援制度について検討を進めます。</p> <p><b>■地域拠点の活性化(都市機能の誘導施策)</b></p> <p>居住の誘導により公共交通沿線の徒歩圏の人口密度を高め、基礎的な需要を確保し、日常生活に必要な都市機能の維持・誘導を図ります。</p> <p>① 一部の地域で不足する商業機能の誘導を図るため、スーパーやコンビニエンスストアに対し、市独自の立地支援の検討を行います。</p> <p>② 国の支援制度の活用により都市機能の誘導を図ります。</p> <p>③ 既存の店舗や移動販売、送迎サービスなどの維持に向けた支援を検討します。</p> <p>④ 店舗等が建築できない第一種低層住居専用地域は、柔軟な用途地域の変更を検討します。</p> <p><b>■公共交通の活性化(公共交通に関する施策)</b></p> <p>都心地区や地域生活拠点を結ぶ公共交通軸の活性化を図るとともに、郊外部や中山間地域では、生活の足となる生活交通サービスの維持に取り組みます。</p> <p>(富山市地域公共交通網形成計画 2016年(H28)9月策定済み)</p>	<p><b>1. 施策の方向性</b></p> <p>本市では、公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくりを推進するため、「公共交通の活性化」、「公共交通沿線地区への居住推進」、「中心市街地の活性化」を施策の3本柱として、<b>取組</b>を展開してきました。</p> <p>本計画では、これまで推進してきた施策を継続するとともに、地域生活拠点などの都市機能の維持・誘導により、本市が目指すクラスター型(多核型)の都市構造の実現をさらに推進するため「公共交通の活性化」、「公共交通沿線地区への居住推進」に加えて「(中心市街地を含めた)地域拠点の活性化」に<b>取組</b>みます。</p> <p><b>◎実現化のための施策(計画における位置付け)</b></p> <p><b>■公共交通の活性化</b></p> <p>今後策定予定の「富山市地域公共交通計画」とも連携しながら、引き続き、都心地区や地域生活拠点を結ぶ公共交通軸の活性化を図ります。また、郊外部や中山間地域では、生活の足となる生活交通サービスの維持に<b>加え、将来を見据えたコミュニティバスのあり方や、AI(人工知能)を活用したデマンド交通など地域の特性を踏まえた新たな移動手段の導入の可能性について検討を進めます。</b></p> <p><b>■公共交通沿線地区への居住推進(居住の誘導施策)</b></p> <p>まちなかや公共交通沿線における住宅の取得、共同住宅の建設や宅地整備を支援する「まちなか居住推進事業」や「公共交通沿線居住推進事業」による居住推進施策を継続します。また今後、増加が見込まれる<b>既成市街地等の</b>空き地や空き家の活用<b>に向け、土地利用の現状や開発事業者のニーズ、課題等を把握するための調査を実施するとともに、それらを踏まえた支援策等の</b>検討を進めます。</p> <p><b>■地域拠点の活性化(都市計画区域外の拠点を含む)</b></p> <p>都心地区においては、市街地再開発事業や公有地等を活用した都市機能の整備により広域的な都市機能の集積を図るほか、富山駅周辺地区における都市基盤の整備や歩行空間の再編、官民連携によるエリア価値向上に向けた取組の推進により、地域拠点の賑わい創出に努めます。</p> <p>日常生活に必要な都市機能のうち、商業が不足する地域生活拠点等においては、市独自の支援制度の活用により、引き続き立地誘導を図ります。また、医療機能が不足する地域生活拠点等においては、施設立地の可能性の検討に加え、送迎やICTを活用した遠隔診療等の代替サービスを検討します。</p> <p>都心地区以外の地域拠点においても、賑わい創出の観点から、交通結節機能の強化や住環境の向上などの都市基盤整備を通じた地域拠点の活性化方策の検討を進めます。</p>	<p>・表にあわせて施策の表記順を入れ替え</p> <p>・既成市街地の利活用の推進について記載</p> <p>・公共交通に関する今後の取組の方向を記載</p> <p>・地域生活拠点によって都市機能の立地状況に差異があることから、それらを踏まえた対応を記載</p>

第5章 施策展開		
現 行	見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)	修正概要
<p>■その他(居住誘導区域外側の地域での施策など)</p> <p>居住誘導区域の外側については、引き続き、従来の都市マスタープランの考え方に基づき、地域生活拠点や駅やバス停などの徒歩圏への公共交通サービスの維持、向上を図り、生活に必要なサービスが享受できる住環境の維持・確保に努めます。</p> <p>また、都市計画区域外の地域生活拠点については、それぞれの拠点としての機能が発揮できるよう、引き続き、従来の都市マスタープランに基づき、必要な取り組みを実施するとともに、農山村部の既存集落や歴史的、文化的に優れた拠点では、地域生活拠点と連携を図りながら、集落機能の維持や既存ストックの活用について取り組みます。</p>	<p>■その他(居住誘導区域外側の地域での施策など)</p> <p>居住誘導区域以外(市街化調整区域や非線引き白地地域)の公共交通沿線の徒歩圏等においては、人口や地域コミュニティを維持するため、引き続き、都市マスタープランの考え方に基づき、既存の公共交通サービスの維持・向上を図るとともに、移動販売や送迎、ICTの活用による代替サービスの確保や地域特性を踏まえた新たな移動手段の導入の可能性の検討など、日常生活に必要なサービスが享受できる住環境の形成に努めます。</p>	<p>・居住誘導区域外への対応について具体的に記載</p>

第5章 施策展開

現 行				見直し(案)(赤字:追記・見直し箇所)				修正概要	
お団子と串の強化				お団子と串の強化				・時点修正	
1.公共交通の活性化	2.公共交通沿線地区への居住推進	3.地域拠点の活性化	4.その他の施策	1.公共交通の活性化	2.公共交通沿線地区への居住推進	3.地域拠点の活性化	4.その他の施策		
富山市地域公共交通網形成計画により取り組みを推進									
■現在の取り組みを継続する施策	<p>■公共交通の活性化 (電停のバリアフリー化、路面電車の南北接続、市内電車と地鉄上滝線との連携、幹線バスの活性化) ■生活交通の確保 (赤字路線への補助による維持、公営コミュニティバスの再編、地域自主運行バスの運行支援) ■公共交通の利用促進 (モビリティ・マネジメント、ICカード事業)</p>	<p>■まちなか居住の推進 (住宅取得や整備への支援) ■公共交通沿線居住の推進 (住宅取得や整備への支援) ■公共交通沿線の宅地開発の推進 ■市街化区域編入による駅周辺の住宅地の拡大 (具羽駅、東富山駅) ■都市計画制度(地区計画等)の活用</p>	<p>■中心市街地の活性化 ■富山駅周辺の整備 ■公有地等を活用した都市機能の整備(図書館、美術館、専門学校、地域医療支援センター) ■アドバイザーの派遣、計画策定の支援によりまちづくりの推進</p>	<p>■定住促進の推進 ■企業立地の促進 ■UIJターンの推進 ■健康まちづくりの推進 ■GIS活用によるまちづくりの推進</p>	<p>■公共交通の活性化 (鉄軌道関連) ・LRT ネットワークの形成 ・地域内鉄道としてのサービス強化 ・増便を核とした利便性の向上 ・交通結節点の整備(バス関連) ・快適性・分かりやすさの向上 ・都市整備と連携したバスの機能強化 ■生活交通の確保 ・生活バス路線(民間赤字路線)の維持 ・公営コミュニティバス等の効率的な運行 ・地域自主運行バスの導入支援 ・NPO などによる福祉有償運送、過疎地有償運送サービスの活用 ・持続可能な交通サービスの実現 ■公共交通の利用促進 ・市民や企業との連携による利用促進、意識啓発 ・公共交通機関相互の接続性の向上 ・ICTを活用した利用促進 ・MaaS や、IoT や AI を活用した新たなモビリティサービスの検討 ■交通によるおもてなし環境の創出 ・来訪者(観光、ビジネス)向けの交通施策</p>	<p>■まちなか居住の推進 ・住宅取得や整備への支援 ■公共交通沿線居住の推進 ・住宅取得や整備への支援 ■公共交通沿線の宅地開発の推進 ・宅地開発事業者への支援 ■都市計画制度の活用 ・用途地域の変更、地区計画の決定等 ■届出制度の活用 ・居住誘導区域外における届出 ■空き家、空き地等の活用 ・中古住宅取得やリフォームへの支援</p>	<p>■中心市街地の活性化 ■富山駅周辺の整備 ・都市計画道路等の整備 ■公有地等を活用した都市機能の整備 ・旧富山市総合体育館分館跡地 ・旧富山市立図書館本館跡地 ■アドバイザーの派遣、計画策定の支援によるまちづくりの推進 ■届出制度の活用 ・都市機能誘導区域外における届出 ■誘導施設の誘導 ・誘導施設の整備に対する支援 ■都市機能誘導方策の検討 ■移動販売、送迎サービスへの支援 ・中山間地域における移動販売事業者への支援 ■中心市街地、駅周辺等への事業所の立地支援 ・オフィスの立地に対する支援 ■エリアマネジメントの推進 ・富山駅周辺地区 ■市街地再開発事業の推進 ・中央通りD北地区 ■歩行空間等の整備・充実 ・ブルバール広場及び親水広場の再整備</p>	<p>■定住促進の推進 ・住宅賃貸やリフォーム等への支援 ■企業立地の促進 ・工業地区や流通業務地区の設定 ■歩きたくなるまちづくりの推進 ・「とほ活」アプリ事業やベンチプロジェクトの推進 ・歩クライフスタイル普及啓発 ・AIカメラ等によるスマートプランニング ■GIS活用によるまちづくりの推進 ・都市的指標調査の実施 ・人口等関連データのオープン化</p>	
◎新たに取組む施策	<p>◎公共交通の活性化 (新改札の設置(東富山、具羽駅)、新駅設置(あいの風とやま鉄道)、パーク&amp;バスライド、サイクル&amp;バスライドの実施、富山駅周辺整備に伴うバス路線見直し) ◎公共交通の利用促進 (健康面も考慮したモビリティ・マネジメント、高齢者健康増進端末機を活用した交通行動などの分析)</p>	<p>◎届出制度の活用 ◎空き家、空き地等の活用 ◎移動販売、送迎サービスなど支援制度の検討</p>	<p>◎届出制度の活用 ◎誘導施設の誘導(スーパー、コンビニエンスストア) ◎空き家、空き地等の活用 ◎都市機能誘導方策の検討 ◎民間事業者へのヒアリング</p>	<p>◎都市マスタープランの見直し</p>	<p>◎富山市地域公共交通計画の策定</p>	<p>◎低未利用土地利用等指針の検討 ◎既存市街地におけるリノベーション方策の検討 ◎市街化区域編入による駅周辺の住宅地の拡大 ・流星駅、水橋駅周辺</p>	<p>◎地域拠点活性化方策の検討 ・南富山駅周辺地区 ◎郊外部における身近な拠点づくりの推進</p>	<p>◎次期都市マスタープランの策定</p>	
○新たに検討する施策	<p>○公共交通の活性化 (駅・交通結節機能の強化(富山・南富山駅)、公共交通軸(鉄軌道・バス)の機能強化、幹線バスのバス停等のデザイン統一) ○公共交通の利用促進 (独自 IC カードのサービス拡充の検討、ビッグデータなどの活用による運行改善、ICTを活用した公共交通機関のロケーション情報の配信) ○交通によるおもてなし環境の創出</p>	<p>○用途地域等の変更</p>	<p>○誘導施設立地に対する補助制度の検討 ○公有地活用による都市機能誘導の検討 ○中心市街地、駅周辺等への事業所の立地支援</p>	<p>○空き家対策の検討</p>					

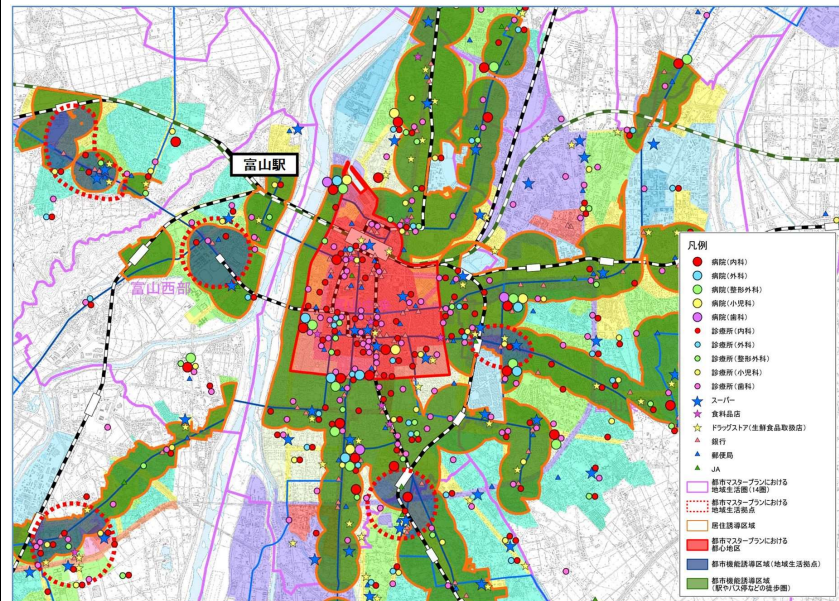
第6章 届出制度		
現行	見直し(案) (赤文字: 追記・見直し箇所)	修正概要
<p>「居住誘導区域外」又は「都市機能誘導区域外」での開発行為や建築を行う場合は、これらの行為に着手する日の30日前までに、市長へ届出が必要となります。</p> <p>◎居住誘導区域外において届出が必要となる行為</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為を行う場合</li> <li>② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が1,000㎡以上のもの</li> <li>③ 3戸以上の住宅を建築しようとする場合</li> <li>④ 建築物を改築し、用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合</li> </ol> <p>◎都市機能誘導区域外において届出が必要となる行為</p> <p>都市機能誘導区域の「都心地区」以外(都市計画区域外を除く)で、図書館、美術館、専門学校、博物館、地域医療支援センターを建築する場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>図書館は、図書館法第2条第1項に定めるもの            美術館は、博物館法第2条第1項に定めるもの            専門学校は、学校教育法第124条に定めるもの            博物館は、博物館法第2条第1項又は第29条に定めるもの            地域医療支援センターは、地方厚生(支)局長に認可された在宅療養支援病院及び診療所で医療介護連携相談機能を有するもの</p> </div>	<p>「居住誘導区域外」又は「都市機能誘導区域外」での開発行為や建築を行う場合や、「都市機能誘導区域内」で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、これらの行為30日前までに、市長へ届出が必要となります。</p> <p>◎居住誘導区域外において届出が必要となる行為</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 3戸以上の住宅の建築を目的とする開発行為を行う場合</li> <li>② 1戸又は2戸の住宅の建築を目的とする開発行為で、その敷地の規模が1,000㎡以上のもの</li> <li>③ 3戸以上の住宅を建築しようとする場合</li> <li>④ 建築物を改築し、用途を変更して、3戸以上の住宅とする場合</li> </ol> <p>※ただし、都市計画区域外は届出不要。</p> <p>◎都市機能誘導区域(都心地区)外において届出が必要となる行為</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行う場合</li> <li>② 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>③ 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> <li>④ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合</li> </ol> <p>※ただし、都市計画区域外は届出不要。</p> <p>◎都市機能誘導区域(都心地区)内において届出が必要となる行為</p> <p>都市機能誘導区域内で、当該都市機能誘導区域に設定されている誘導施設を休止又は廃止する場合</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>&lt;本市の誘導施設&gt;            図書館：図書館法第2条第1項に定めるもの            美術館：博物館法第2条第1項に定めるもの            専門学校：学校教育法第124条に定めるもの            博物館：博物館法第2条第1項又は第29条に定めるもの            地域医療支援センター：地方厚生(支)局長に認可された在宅療養支援病院及び診療所で医療介護連携機能を有するもの</p> </div>	<p>・都市再生特別措置法の改正を踏まえ、追加</p> <p>・表現の適正化</p>

現行

1. 都市機能の立地状況に関する分析

(1) 富山中央地域 (日常生活に必要な都市機能は、充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活圏内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能				社会福祉
		商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所	
富山中央	地域生活圏点(中心地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
富山中央 (8校区)	1 芝園	○	○	○	○
	2 中央	○	○	○	○
	3 西田地方	○	○	○	○
	4 光陽	○	○	○	○
	5 柳町	○	○	○	○
	6 奥田北	○	○	○	○
	7 奥田	○	○	○	○
	8 堀川	○	○	○	○

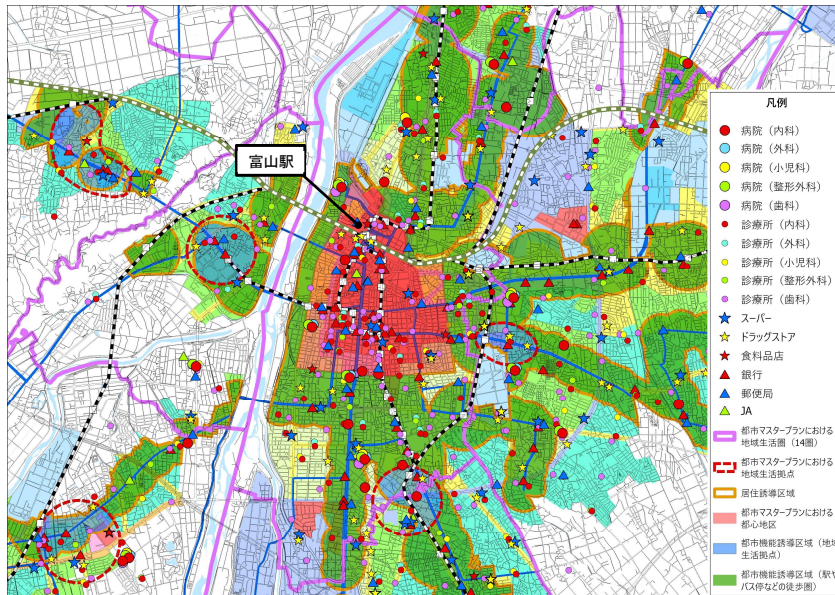
【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

1. 都市機能の立地状況に関する分析

(1) 富山中央地域 (日常生活に必要な都市機能は、充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活圏内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能				社会福祉
		商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所	
富山中央	地域生活圏点(中心地区)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育園・認定こども園・幼稚園
富山中央 (8校区)	1 芝園	○	○	○	○
	2 中央	○	○	○	○
	3 西田地方	○	○	○	○
	4 光陽	○	○	○	○
	5 柳町	○	○	○	○
	6 奥田北	○	○	○	○
	7 奥田	○	○	○	○
	8 堀川	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
 補：1km圏内に補充機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

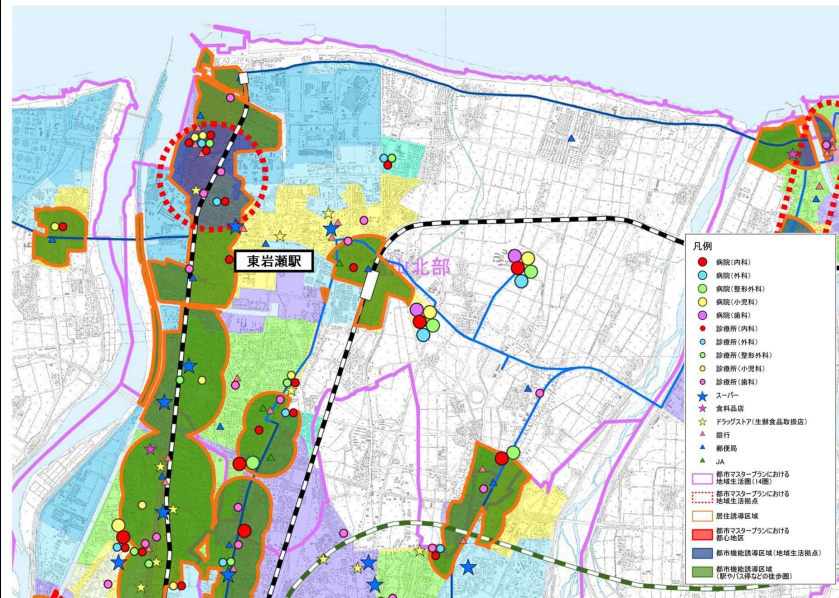
・時点修正

参考資料

現行

(2) 富山北部地域 (日常生活に必要な都市機能は、充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活圏内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	医療機能 外科	医療機能 小児科	医療機能 歯科	医療機能 その他	社会福祉		
富山北部	地域生活拠点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育園
富山北部 (6校区)	1 浜黒崎	×	○	×	○
	2 岩瀬	○	○	○	○
	3 萩浦	○	○	○	○
	4 大広田	○	○	○	○
	5 針原	○	○	○	○
	6 豊田	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(2) 富山北部地域 (日常生活に必要な都市機能は、充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活圏内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	医療機能 外科	医療機能 小児科	医療機能 歯科	医療機能 その他	社会福祉		
富山北部	地域生活拠点	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育園・認定こども園・幼稚園
富山北部 (6校区)	1 浜黒崎	×移	○	×	○
	2 岩瀬	○	○	○	○
	3 萩浦	○	○	○	○
	4 大広田	○	○	○	○
	5 針原	○	○	○	○
	6 豊田	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

・時点修正

参考資料

現行

(3)和合地域 (日常生活に必要な都市機能は、商業機能、医療機能が不足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行・金融機能 郵便局	医療機能 内科	外科	外整形	小児科	歯科	
和合	地域生活拠点	×	○	○	×	×送	×	×	補
	駅、バス停などの徒歩圏	×	○	○	×	×送	○	×	補
	地域生活圏	×店	○	○	×	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

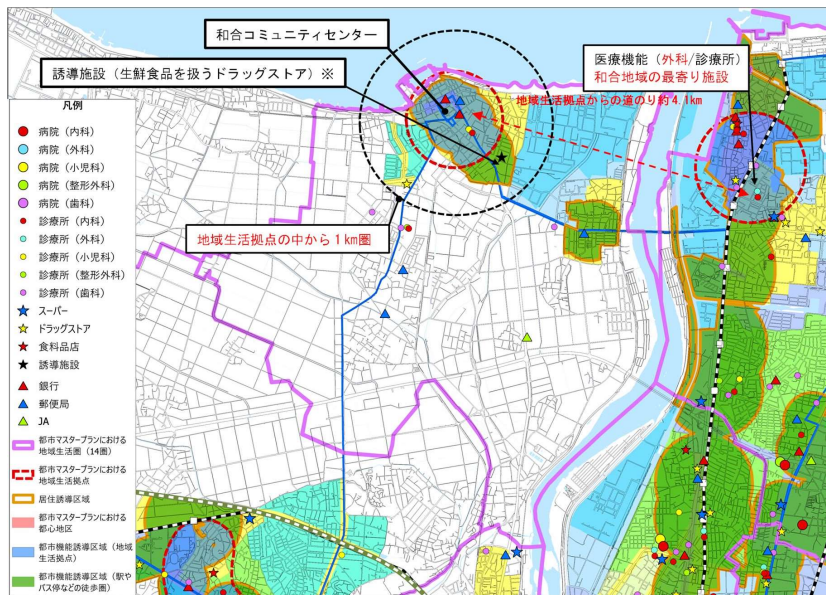
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
和合 (4校区)	1 四方	○	○	○	○
	2 八幡	○	○	×送	×送
	3 草島	○	○	○	○
	4 倉垣	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(3)和合地域 (日常生活に必要な都市機能は、医療機能が不足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行・金融機能 郵便局	医療機能 内科	外科	外整形	小児科	歯科	
和合	地域生活拠点	補	○	○	×	×送	○	×送	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	×	×送	○	補	○
	地域生活圏	○	○	○	×	○	○	○	○

※誘導施設は、今後立地予定

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・認定こども園・幼稚園
和合 (4校区)	1 四方	○	○	○	○
	2 八幡	○	○	×送	×送
	3 草島	○	○	×送	○
	4 倉垣	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補充機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

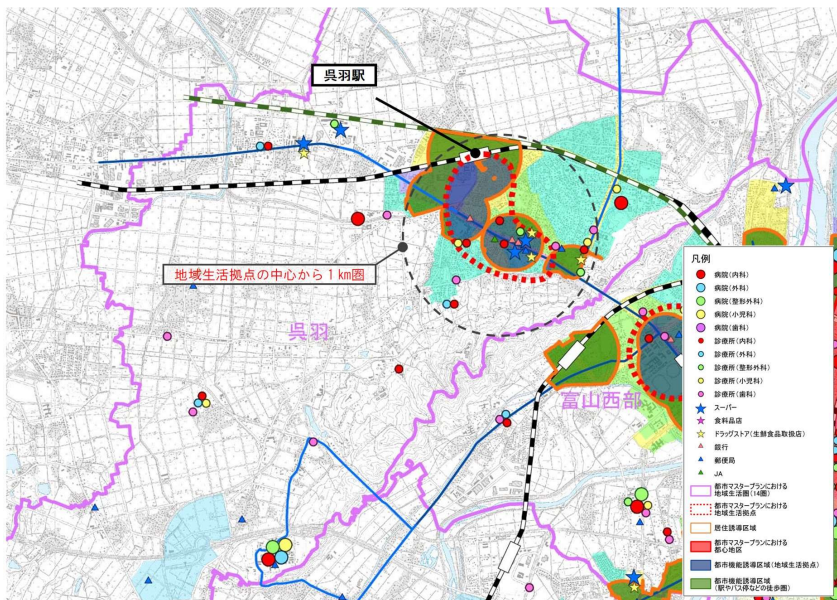
・時点修正

参考資料

現行

(4) 呉羽地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	外科	整形外科	小児科	歯科	社会福祉	
呉羽	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	補	○	
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	補	○	
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	

小学校区単位に必要な機能

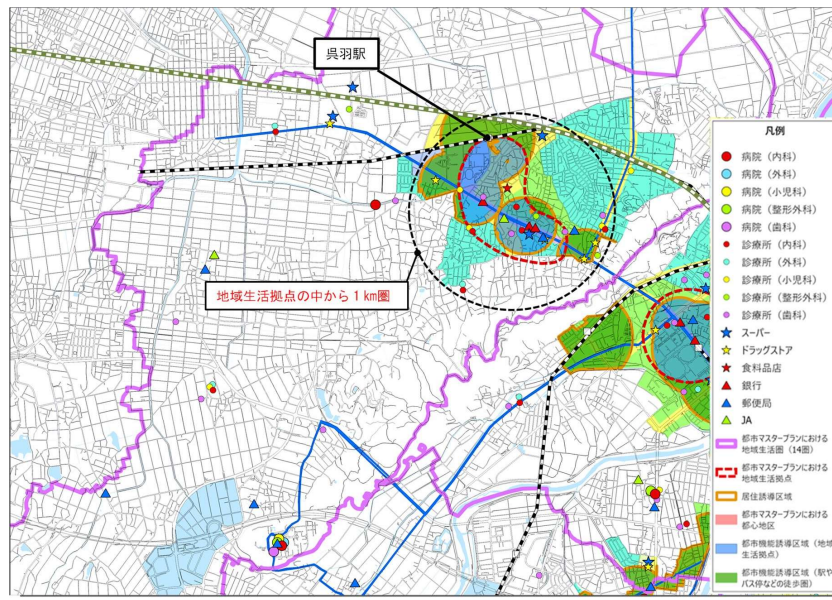
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
呉羽 (6校区)	1 呉羽	○	○	○	○
	2 長岡	○	○	○	○
	3 寒江	○	○	○	○
	4 古沢	○	○	○	○
	5 老田	○	○	○	○
	6 池多	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(4) 呉羽地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	外科	整形外科	小児科	歯科	社会福祉	
呉羽	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	○	○	
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・認定こども園・幼稚園
呉羽 (6校区)	1 呉羽	○	○	○	○
	2 長岡	○	×	○	○
	3 寒江	○	×	×	○
	4 古沢	○	○	○	○
	5 老田	×	○	○	○
	6 池多	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
 補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

・時点修正

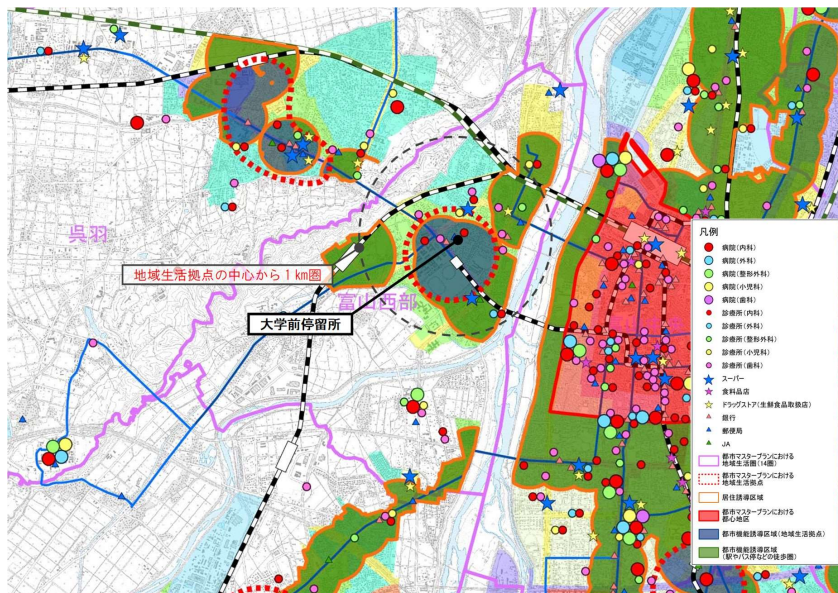


参考資料

現行

(5) 富山西部地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能	医療機能				
				内科	外科	整形外科	小児科	畜料	機能 社会福祉
富山西部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

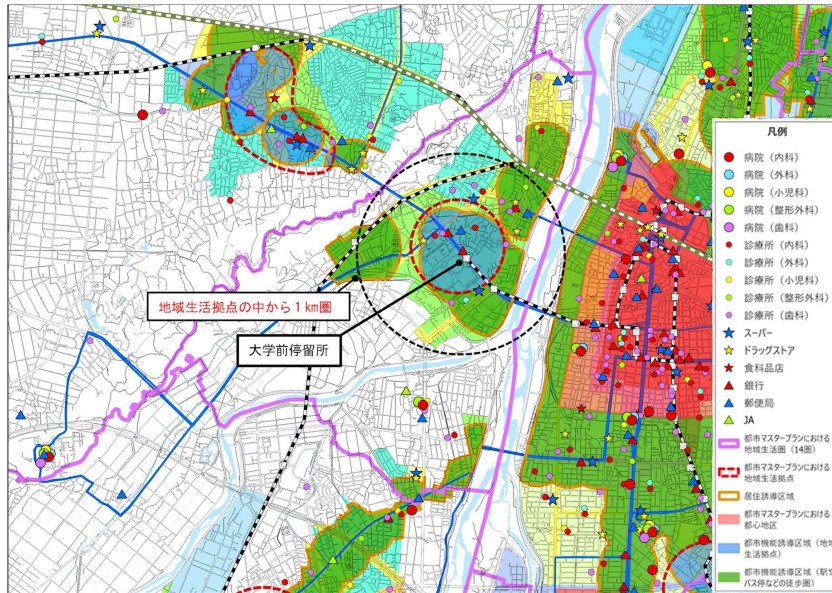
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
富山西部 (3校区)	1 桜谷	○	○	○	○
	2 五福	○	○	○	○
	3 神明	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤字：追記・見直し箇所)

(5) 富山西部地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能	医療機能				
				内科	外科	整形外科	小児科	畜料	機能 社会福祉
富山西部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	×	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・児童こども園・幼稚園
富山西部 (3校区)	1 桜谷	○	○	○	○
	2 五福	○	○	○	○
	3 神明	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
 補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

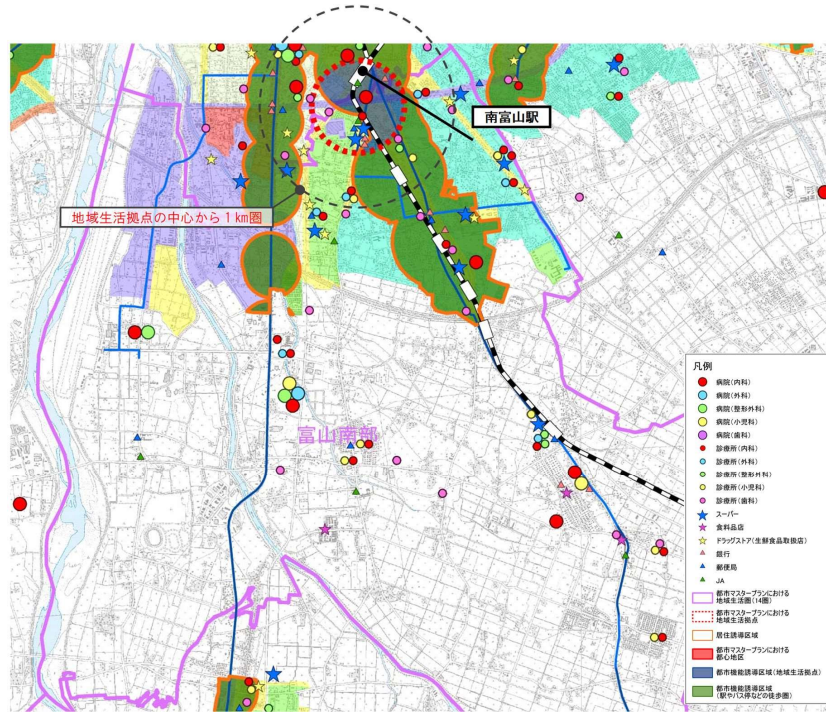
修正概要

・時点修正

参考資料

現行

(6)富山南部地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能	内科	外科	外科 整形	小児科	歯科	
富山南部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	補	○	○	
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	

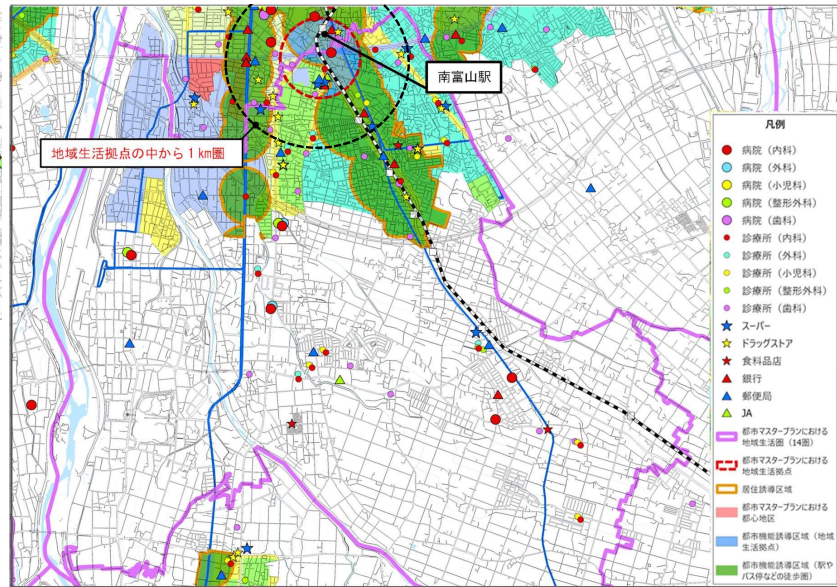
小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育園
富山南部 (5校区)	1 堀川南	○	○	○	○
	2 堀川	○	○	○	○
	3 新保	○	○	○	○
	4 熊野	○	○	○	○
	5 月岡	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(6)富山南部地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能	内科	外科	外科 整形	小児科	歯科	
富山南部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	補	○	○	
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育園・認定こども園・幼稚園
富山南部 (5校区)	1 堀川南	○	○	○	○
	2 堀川	○	○	○	○
	3 新保	○	○	○	○
	4 熊野	○	○	○	○
	5 月岡	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

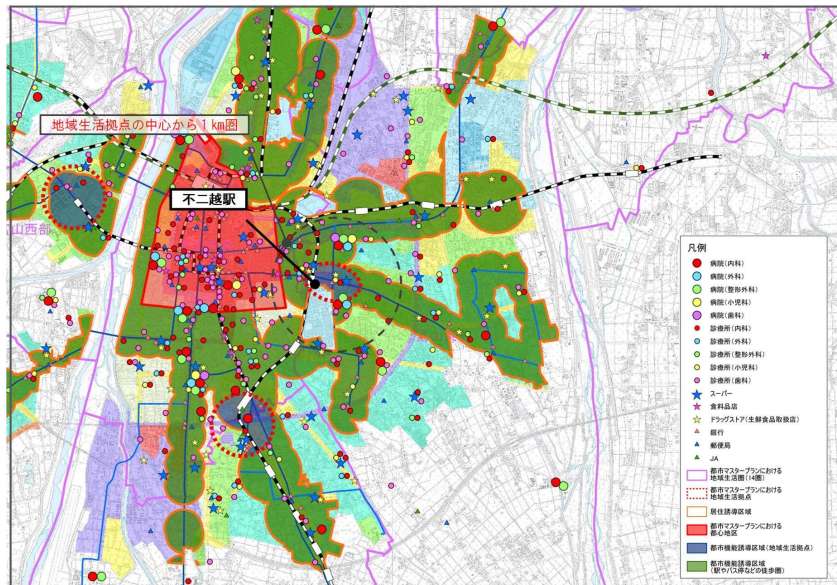
・時点修正

参考資料

現行

(7) 富山東部地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能				地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行・郵便局 金融機能	医療機能 内科	医療機能 外科	医療機能 小児科	医療機能 歯科	社会福祉		
富山東部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	○	補	○	
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	

小学校区単位に必要な機能

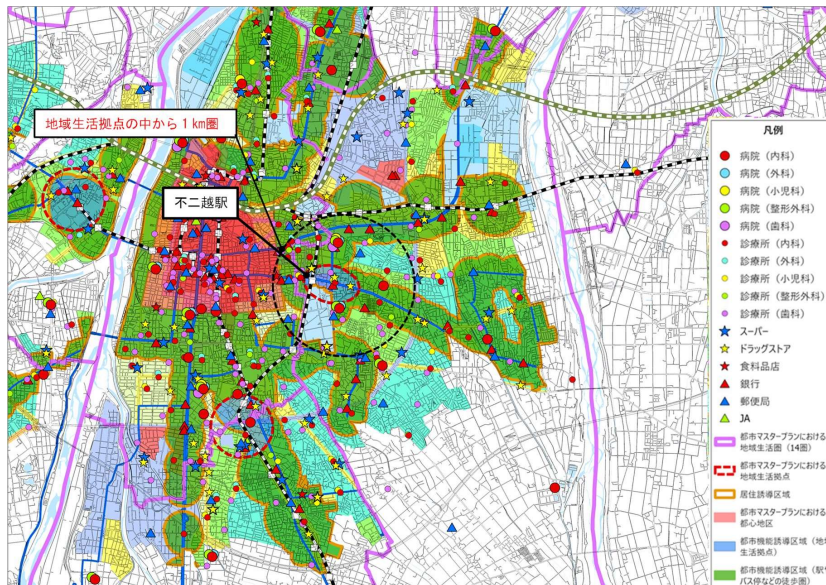
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
富山東部 (8校区)	1 東部	○	○	○	○
	2 山室	○	○	○	○
	3 山室中部	○	○	○	○
	4 太田	○	○	×送	○
	5 広田	○	○	×送	○
	6 新庄	○	○	○	○
	7 新庄北	○	○	○	○
	8 藤ノ木	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(7) 富山東部地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内に必要な機能				駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能				地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行・郵便局 金融機能	医療機能 内科	医療機能 外科	医療機能 小児科	医療機能 歯科	社会福祉		
富山東部	地域生活拠点	○	○	○	補	補	○	○	○	
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・認定こども園・幼稚園
富山東部 (8校区)	1 東部	○	○	○	○
	2 山室	○	○	○	○
	3 山室中部	○	○	○	○
	4 太田	○	○	×送	○
	5 広田	○	○	○	○
	6 新庄	○	○	○	○
	7 新庄北	○	○	○	○
	8 藤ノ木	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1 km圏内に補充機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

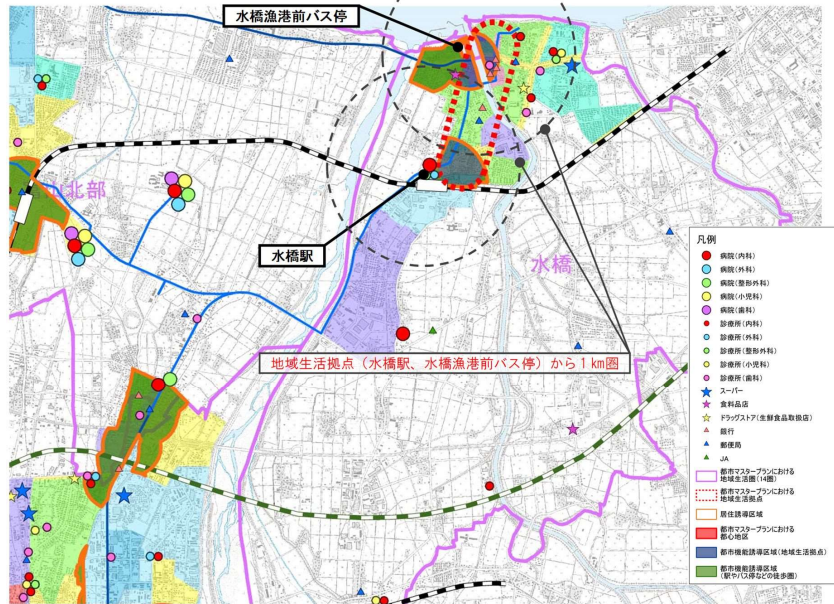
修正概要

・時点修正

参考資料

現行

(8)水橋地域（日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している）  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	医療機能 外科	医療機能 整形外科	医療機能 小児科	医療機能 歯科	
水橋	地域生活拠点	補	○	補	補	補	補	○	補
	駅、バス停などの徒歩圏	補	○	補	○	○	補	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○

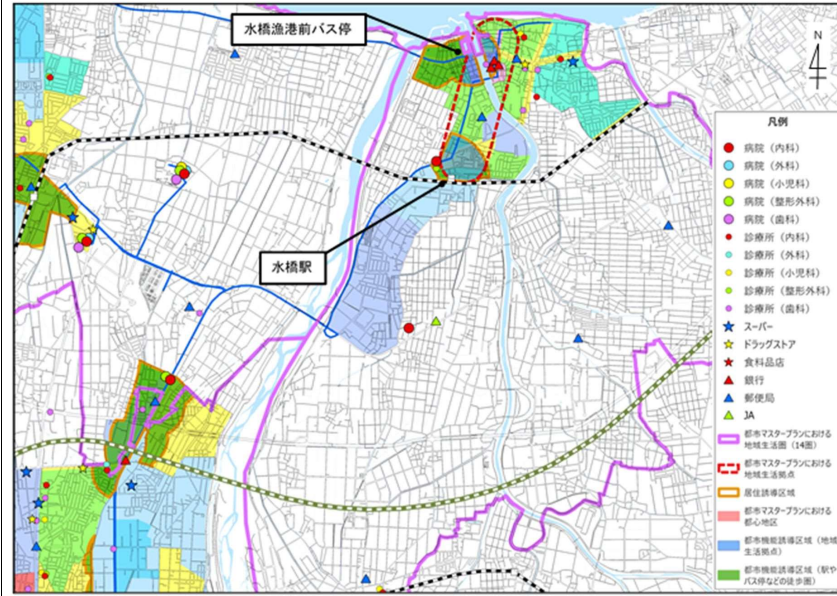
小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
水橋 (5校区)	1 水橋中部	○	○	○	○
	2 水橋西部	○	○	○	○
	3 水橋東部	○	○	×送	○
	4 三郷	○	○	○	○
	5 上条	○	○	×送	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤字：追記・見直し箇所)

(8)水橋地域（日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している）  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内に必要な機能					地域生活圏内に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	医療機能 外科	医療機能 整形外科	医療機能 小児科	医療機能 歯科	
水橋	地域生活拠点	補	○	補	補	補	補	○	補
	駅、バス停などの徒歩圏	補	○	補	○	○	補	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・認定こども園・幼稚園
水橋 (5校区)	1 水橋中部	○	○	○	○
	2 水橋西部	○	○	○	○
	3 水橋東部	×移	○	×送	○
	4 三郷※	○	○	○	○
	5 上条※	○	○	×送	○

※小学校の統廃合により「三成小学校」(R4.4~)となっているが、本計画では、立地適正化計画策定時(H29.3)の区分により都市機能の立地状況を確認

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

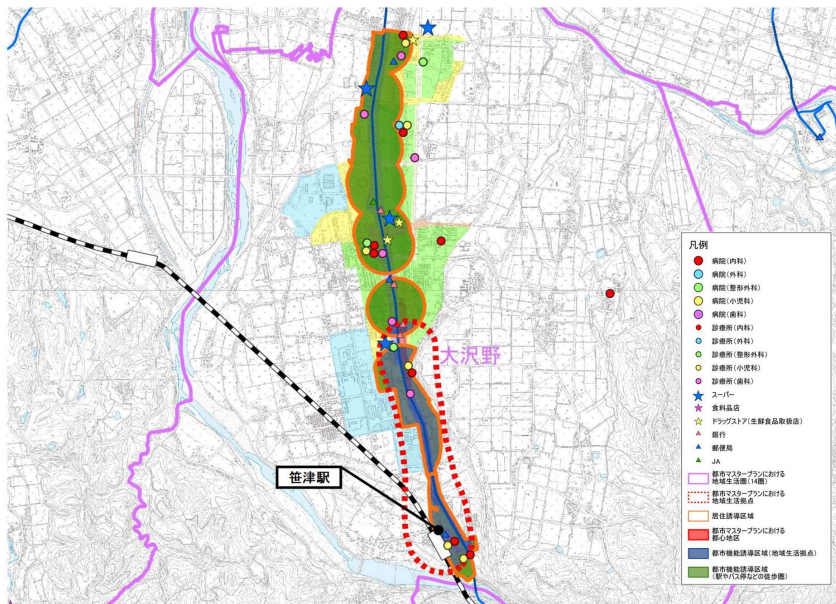
・時点修正

参考資料

現行

(9)大沢野地域（日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している）

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行 郵便局	金融機能	医療機能					
				内科	外科	整形外科	小児科	歯科	機能	社会福祉
大沢野	地域生活拠点	○	○	○	×送	○	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

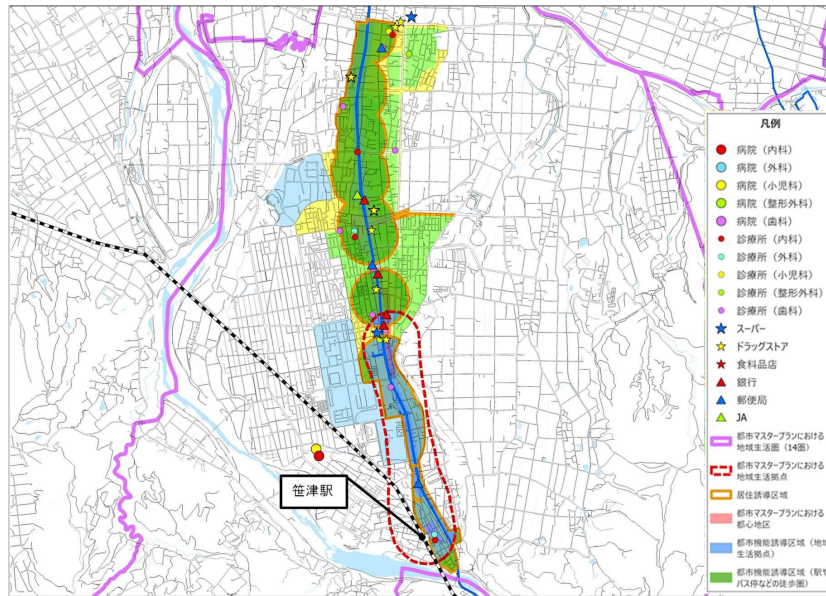
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
大沢野 (3校区)	1 大沢野	○	○	○	○
	2 大久保	○	○	○	○
	3 船峠	×	×	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(9)大沢野地域（日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している）

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行 郵便局	金融機能	医療機能					
				内科	外科	整形外科	小児科	歯科	機能	社会福祉
大沢野	地域生活拠点	○	○	○	○	○	○	×	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・認定こども園・幼稚園
大沢野 (3校区)	1 大沢野	○	○	○	○
	2 大久保	○	○	○	○
	3 船峠	×店・移	×	○送	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補充機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

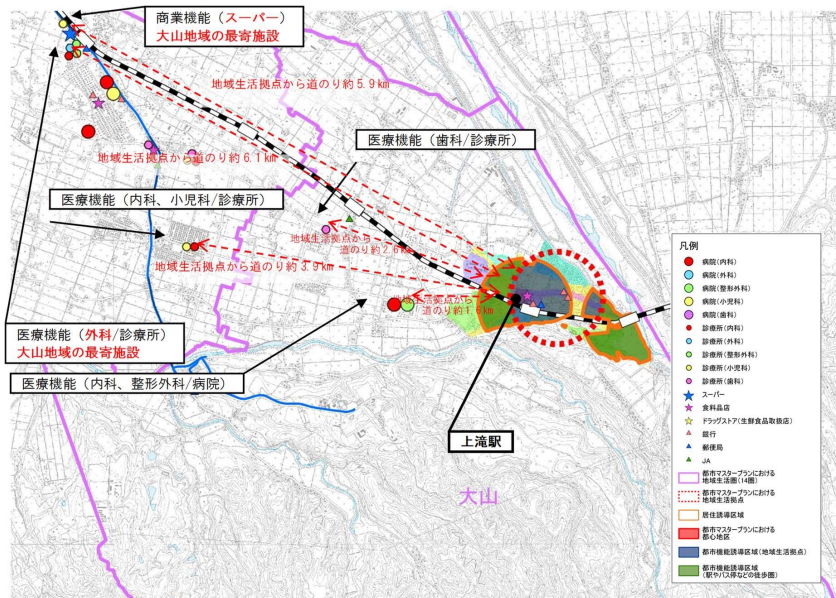
・時点修正

参考資料

現行

(10) 大山地域 (日常生活に必要な都市機能は、商業機能、医療機能が不足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		(スーパー) 商業機能	銀行・郵便局 金融機能	医療機能 内科	外科	整形外科	小児科	歯科	
大山	地域生活拠点	×店・移	○	×送	×	×送	×	×	○
	駅、バス停などの徒歩圏	×店・移	○	×送	×	×送	×	×	○
	地域生活圏	×店移	○	○	×	○	×	○	○

小学校区単位に必要な機能

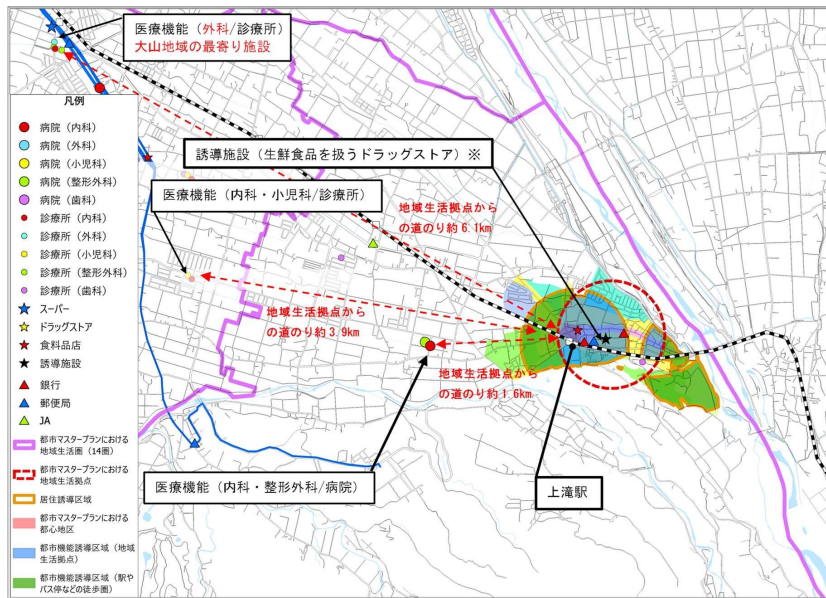
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
大山 (4校区)	1 上滝	○	○	×送	○
	2 大庄	○	○	○	○
	3 福沢	×移	○	×送	○
	4 小見	×移	○	×送	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤字：追記・見直し箇所)

(10) 大山地域 (日常生活に必要な都市機能は、医療機能が不足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		(スーパー) 商業機能	銀行・郵便局 金融機能	医療機能 内科	外科	整形外科	小児科	歯科	
大山	地域生活拠点	○	○	×送	×	×送	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	×送	×	×送	×	補	○
	地域生活圏	○	○	○	×	○	×	○	○

※誘導施設は、今後立地予定

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・放課後児童館・幼稚園
大山 (4校区)	1 上滝	○	○	×送	○
	2 大庄	○	○	○	○
	3 福沢	×移	○	×送	○
	4 小見	×移	○	×送	×送

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

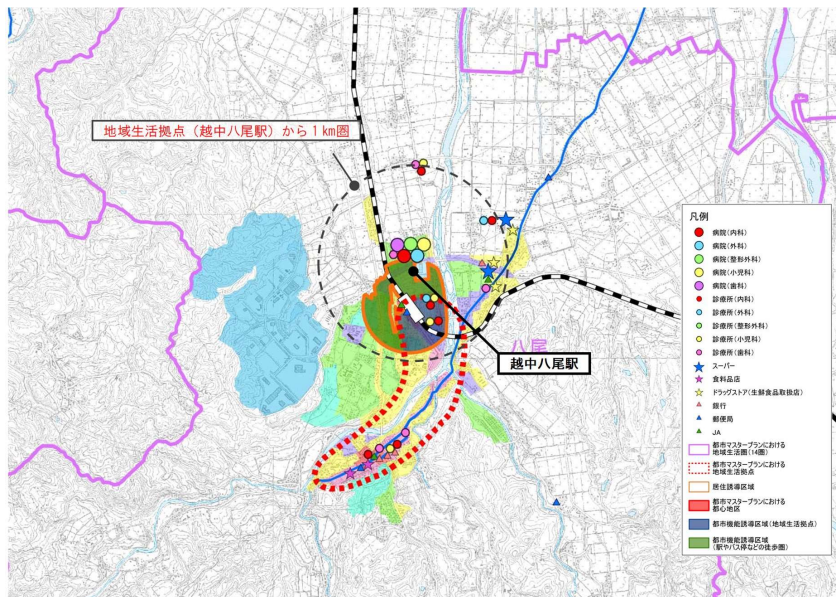
・時点修正

参考資料

現行

(11)八尾地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行・金融機能 (郵便局)	医療機能	医療機能					
				内科	外科	外科 整形	小児科	歯科		機能 社会福祉
八尾	地域生活拠点	補	○	○	○	補	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	補	○	○	○	補	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

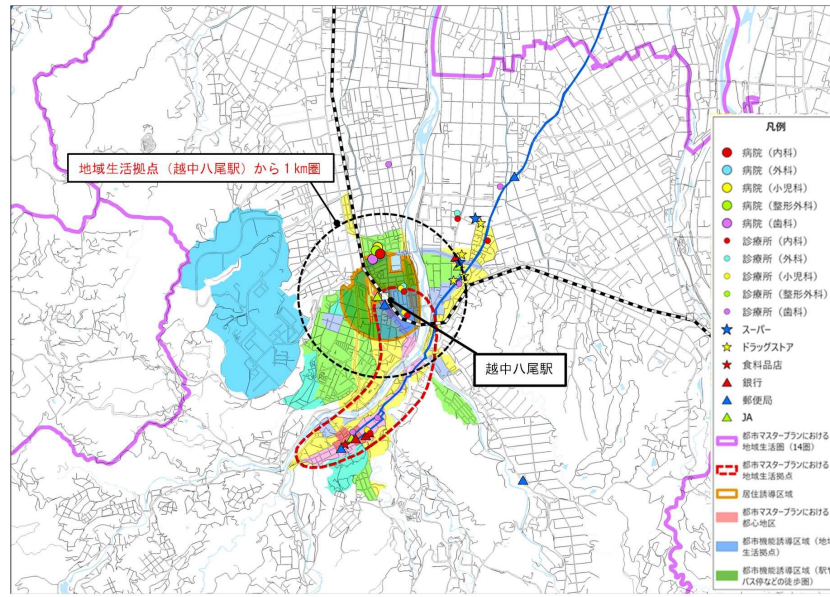
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
八尾 (4校区)	1 八尾	○	○	○	○
	2 杉原	○	○	○	○
	3 保内	○	○	○	○
	4 樫尾	×移	○	×送	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤字：追記・見直し箇所)

(11)八尾地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能			駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	銀行・金融機能 (郵便局)	医療機能	医療機能					
				内科	外科	外科 整形	小児科	歯科		機能 社会福祉
八尾	地域生活拠点	補	○	○	○	補	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	補	○	○	○	補	○	補	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・認定こども園・幼稚園
八尾 (4校区)	1 八尾	○	○	○	○
	2 杉原	○	○	○	○
	3 保内	○	×	○	○
	4 樫尾	×移	○	×送	×

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補充機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

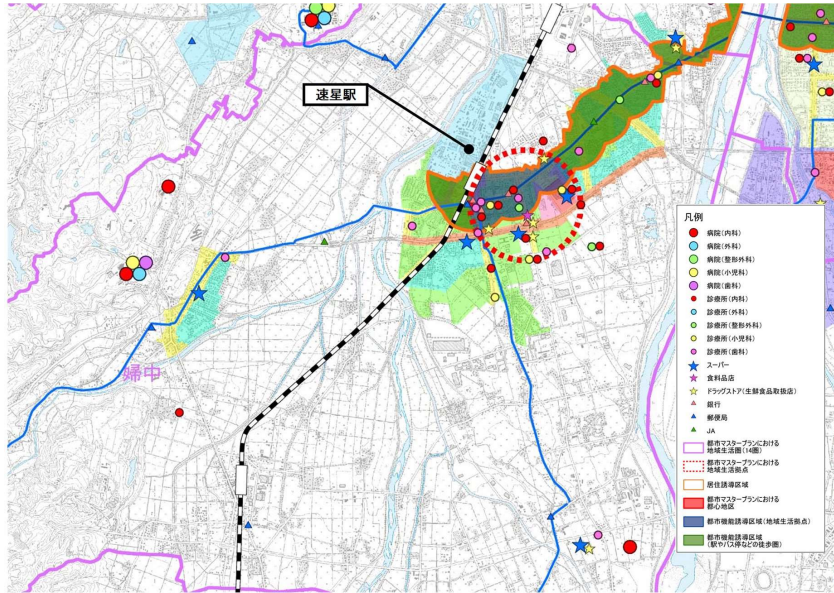
修正概要

・時点修正

参考資料

現行

(12) 婦中地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		(スーパー)	商業機能 (銀行・郵便局)	医療機能					
				内科	外科	外整形	小児科	歯科	
婦中	地域生活拠点	○	○	○	×送	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	×送	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○

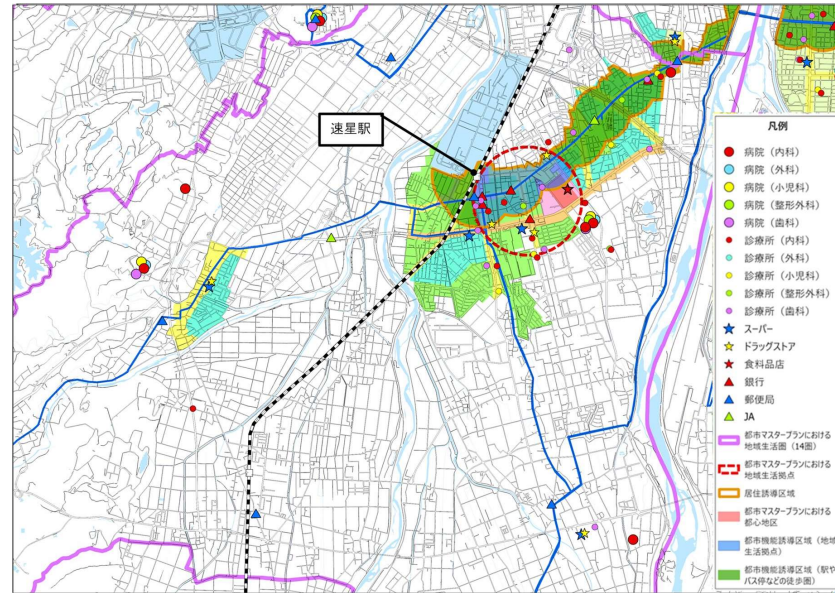
小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
婦中 (7校区)	1 速星	○	○	○	○
	2 鷗坂	○	○	○	○
	3 朝日	○	○	×送	○
	4 宮野	○	○	○	○
	5 古里	○	○	○	○
	6 音川	○	○	×送	○
	7 神保	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤字：追記・見直し箇所)

(12) 婦中地域 (日常生活に必要な都市機能は、概ね充足している)  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能
		(スーパー)	商業機能 (銀行・郵便局)	医療機能					
				内科	外科	外整形	小児科	歯科	
婦中	地域生活拠点	○	○	○	補	○	○	○	○
	駅、バス停などの徒歩圏	○	○	○	補	○	○	○	○
	地域生活圏	○	○	○	○	○	○	○	○

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・認定こども園・幼稚園
婦中 (7校区)	1 速星	○	○	○	○
	2 鷗坂	○	○	○	○
	3 朝日	○	○	×送	○
	4 宮野	○	○	○	○
	5 古里	○	○	○	○
	6 音川	○	○	×送	○
	7 神保	○	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1 km圏内に補充機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

・時点修正

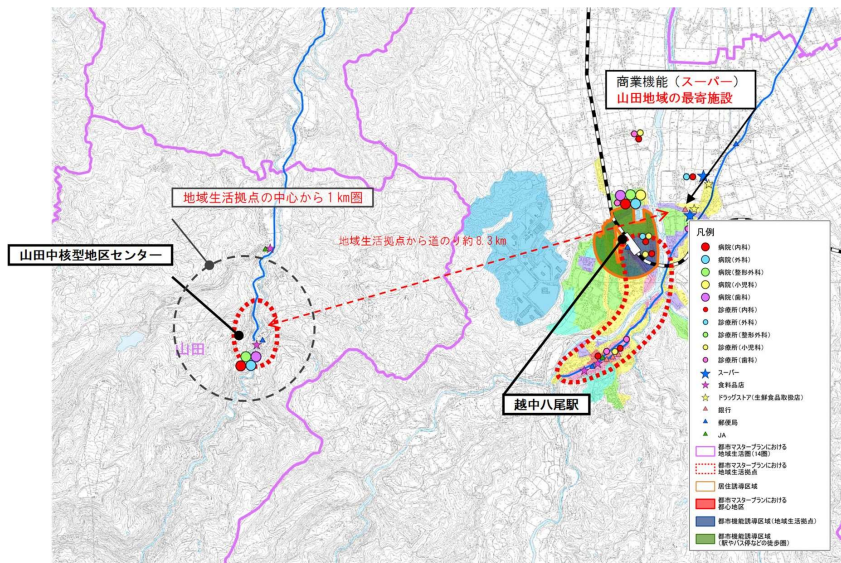


参考資料

現行

(13)山田地域 (日常生活に必要な都市機能は、商業機能が不足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能	
		(スーパー)	銀行 金融機能 郵便局	医療機能						機能 社会福祉
				内科	外科	整形	小児科	歯科		
山田	地域生活拠点	×店・移	○	補	補	補	×送	補	補	
	駅、バス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地域生活圏	×店移	○	○	○	○	×送	○	○	

小学校区単位に必要な機能

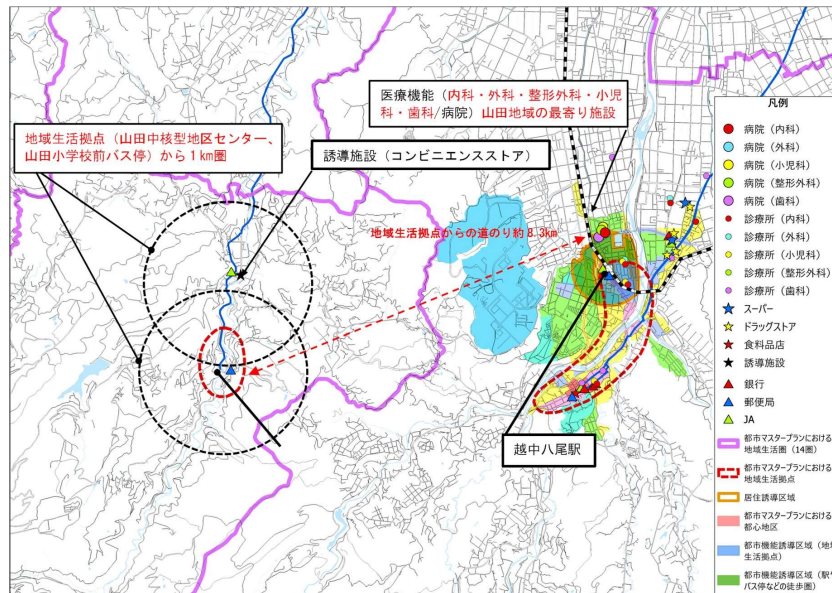
地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
山田 (1校区)	1 山田	×店・移・送	○	○	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(13)山田地域 (日常生活に必要な都市機能は、医療機能が不足している)

地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能					地域生活圏内 に必要な機能	
		(スーパー)	銀行 金融機能 郵便局	医療機能						機能 社会福祉
				内科	外科	整形	小児科	歯科		
山田	地域生活拠点	補	○	×送	×送	×送	×送	×送	×送	
	駅、バス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地域生活圏	○	○	×送	×送	×送	×送	×送	○	

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・幼稚園・幼稚園
山田 (1校区)	1 山田	○	○	×送	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

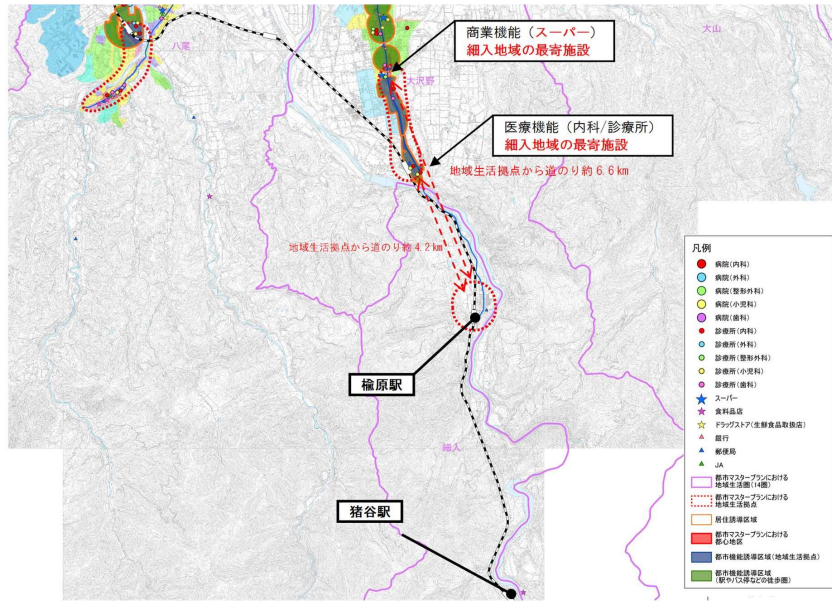
修正概要

・時点修正

参考資料

現行

(14)細入地域（日常生活に必要な都市機能は、商業機能、医療機能が不足している）  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能						地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	外科	整形	小児科	歯科	社会福祉	
細入	地域生活拠点	×移	○	×送	×送	×送	×送	×送	○	
	駅、バス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地域生活圏	×店移	○	×送	×送	×送	×送	×送	○	

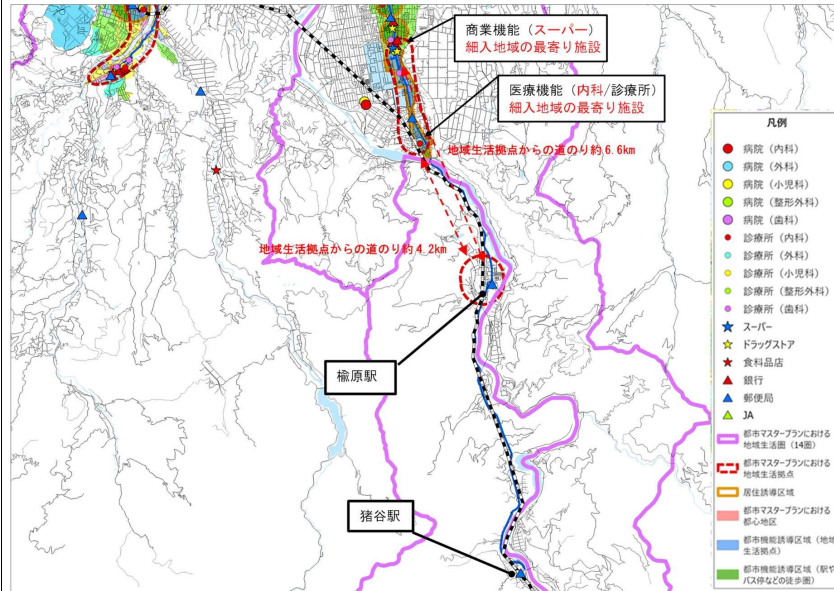
小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 幼稚園・保育所
細入 (1校区)	1 神通碧	×店・移	○	×代	○

【凡例】 ○：対象区域内に立地している都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

見直し(案) (赤文字：追記・見直し箇所)

(14)細入地域（日常生活に必要な都市機能は、商業機能、医療機能が不足している）  
地域生活圏単位に必要な機能



地域生活圏	区分	地域生活拠点内 に必要な機能		駅やバス停などの徒歩圏内 に必要な機能						地域生活圏内 に必要な機能
		商業機能 (スーパー)	金融機能 (銀行・郵便局)	医療機能 内科	外科	整形	小児科	歯科	社会福祉	
細入	地域生活拠点	×	○	×送	×送	×送	×送	×送	送	
	駅、バス停などの徒歩圏	-	-	-	-	-	-	-	-	
	地域生活圏	×店・移	○	×送	×送	×送	×送	×送	送	

小学校区単位に必要な機能

地域生活圏	小学校区	商業機能 コンビニ・スーパー	金融機能 銀行・郵便局・JA	医療機能 内科	子育て支援機能 保育所・児童センター・児童館・幼稚園
細入 (1校区)	1 神通碧	×店・移	○	×送	○

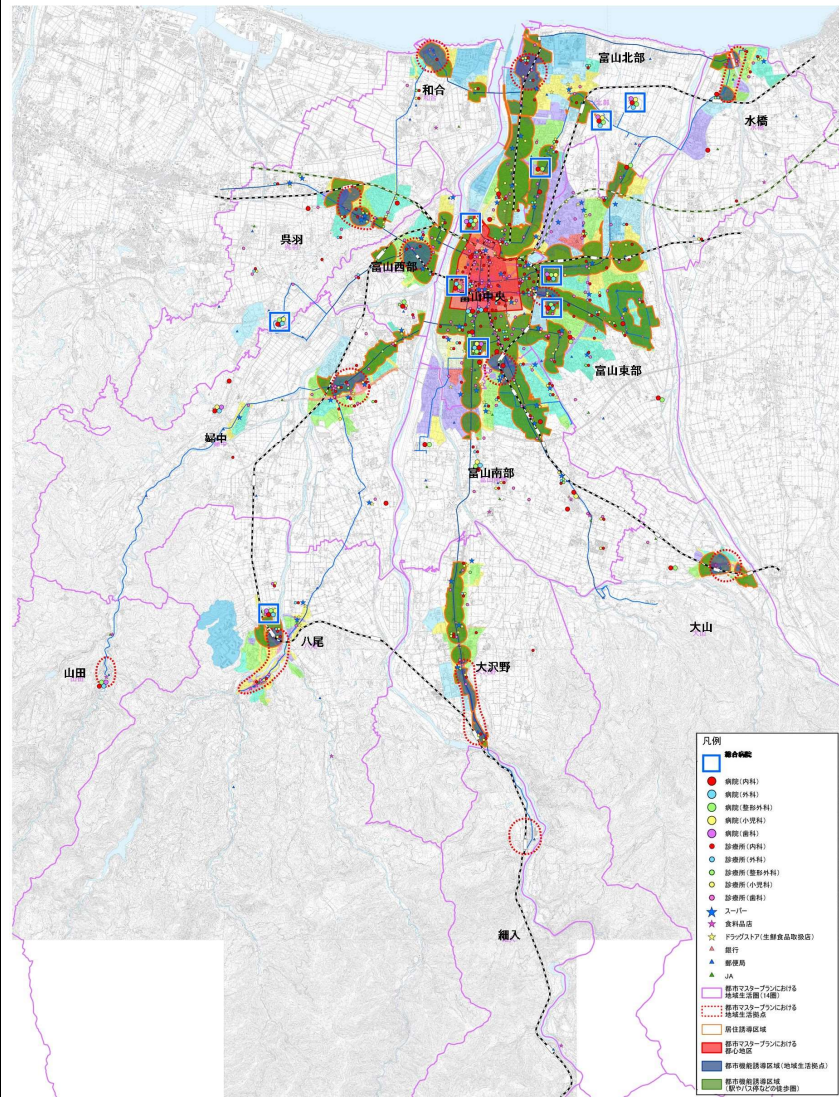
【凡例】 ○：対象区域内に立地している又は今後立地予定の都市機能 ×：対象区域内に立地しない都市機能  
補：1km圏内に補完機能有り 店：食料品を扱う店舗有り 送：送迎サービス有り 移：移動販売有り

修正概要

・時点修正

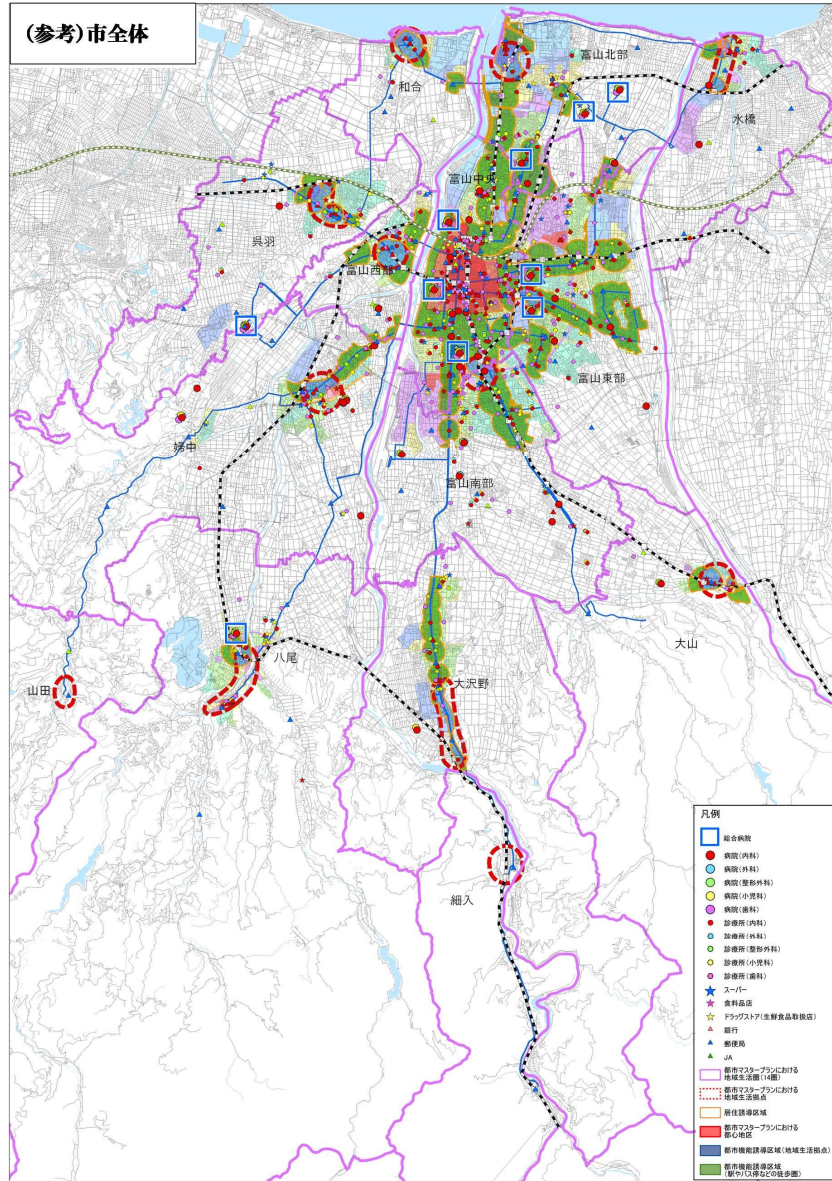
現行

(参考)市全体



見直し(案) (赤文字: 追記・見直し箇所)

(参考)市全体



修正概要

・時点修正